

## 蒲郡市高齢者実態把握事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の高齢者の世帯の状況、心身の状況等を民生委員による活動を通じて把握し、市及び民生委員がその情報を共有すること(以下「事業」という。)により、民生委員による地域の見守り活動を促進し、もって高齢者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

### (事業の対象者)

第2条 事業の対象者(以下「対象者」という。)は、市内に居住する65歳以上の者で構成される世帯とする。

### (民生委員への情報提供)

第3条 市長は、対象者に係る住民基本台帳に記録されている事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所を、事業を実施するための情報として蒲郡市民生児童委員協議会に提供する。

### (調査方法と内容)

第4条 対象者の調査は民生委員が訪問して行う。

2 前項の調査の実施については、蒲郡市民生児童委員協議会に依頼するものとする。

3 全戸調査は原則3年ごととし、全戸調査を行わない年は、対象者となった者の追加調査を行う。

4 第1項の調査は、次の各号について行うものとする。

(1) 家族の状況

(2) 健康状態

(3) 受療状態

(4) 緊急等連絡先

(5) 前各号に掲げるもののほか、見守り活動に関し特に必要な事項

5 第1項の調査を行った民生委員は、その結果を市長に報告するものとする。

6 市長は、前項の規定による報告を集計し、その結果を民生委員に報告する。

7 市長は、前項の規定による集計の結果について必要と認める事項を公表する。

(緊急時等の際の情報の外部提供)

第5条 市長は、緊急時等必要と認めるときは、事業により把握した情報を市の機関以外のものに提供するものとする。

(民生委員の守秘義務)

第6条 民生委員は、事業において知り得た個人情報について、民生委員法（昭和23年法律第198号）第15条の規定により民生委員としての活動以外に利用し、又は他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。